

1. 議事日程

〔平成22年第2回安芸高田市議会5月臨時会第1日目〕

平成22年 5月19日
午前10時 開会
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 承認第1号 専決処分した事件の承認について
【平成21年度安芸高田市一般会計補正予算（第8号）】
日程第4 承認第2号 専決処分した事件の承認について
【安芸高田市税条例の一部を改正する条例】
日程第5 承認第3号 専決処分した事件の承認について
【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例】
日程第6 承認第4号 専決処分した事件の承認について
【過疎地域自立促進特別措置法に基づく安芸高田市固定資産税
の課税免除に関する条例の一部を改正する条例】
日程第7 議案第55号 工事請負契約の締結について
【安芸高田市立吉田小学校耐震改修工事】
日程第8 議案第56号 工事請負契約の締結について
【安芸高田市立吉田中学校耐震改修工事】

2. 出席議員は次のとおりである。（19名）

1番	前 重 昌 敬	2番	石 飛 慶 久
3番	児 玉 史 則	4番	大 下 正 幸
5番	和 田 一 雄	6番	水 戸 眞 悟
7番	先 川 和 幸	8番	山 根 温 子
9番	宍 戸 邦 夫	10番	山 本 優
11番	前 川 正 昭	12番	秋 田 雅 朝
13番	赤 川 三 郎	14番	青 原 敏 治
15番	金 行 哲 昭	16番	入 本 和 男
18番	亀 岡 等	19番	塚 本 近
20番	藤 井 昌 之		

3. 欠席議員は次のとおりである（1名）

17番 今 村 義 照

4. 会議録署名議員

13番

赤川三郎

14番

青原敏治

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（11名）

市長	浜田一義	副市長	藤川幸典
教育長	佐藤勝	総務企画部長	清水盤
市民部長	廣政克行	建設部長兼公営企業部長	河野正治
教育次長	田丸孝二	総務課長兼選挙管理委員会事務局長	沖野文雄
行政経営課長	武岡隆文	税務課長	中山好夫
建設課長	西原裕文		

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名（4名）

事務局長	佐々木清	事務局次長	外輪勇三
主査	森岡雅昭	主任	藤堂洋介

午前 10時00分 開会

○藤井議長 それでは皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員は19名であります。
定足数に達しておりますので、これより平成22年第2回安芸高田市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいたさせます。

佐々木事務局長。

○佐々木事務局長 諸般の報告をいたします。

第1点、市長並びに教育委員長より、本臨時会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。

第2点、市長より3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約締結についての報告1件と市が資本金の2分の1以上を出資している法人の経営状況説明書について1件についての報告がありました。

第3点、監査委員より平成22年2月分及び3月分の例月出納検査結果の報告がありました。それぞれの写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承ください。

以上で諸般の報告を終わります。

○藤井議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○藤井議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において13番 赤川三郎君、及び14番 青原敏治君を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期の決定

○藤井議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の運営について、過日、議会運営委員会を開き、御協議いただいておりますので、その結果について議会運営委員長 金行哲昭君の報告を求めます。

○金行議会運営委員長 おはようございます。

平成22年第2回臨時会の運営につきまして、去る5月11日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定しましたので報告します。

まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日1日といたしました。

次に、本臨時会に付議されます案件は、承認第1号「専決処分した事件の承認について」平成21年度安芸高田市一般会計補正予算（第8号）のほか3件の承認と議案第55号「工事請負契約の締結について」安芸高田市市立吉田小学校耐震改修工事のほか1件の議案でございます。

以上、報告を終わります。

○藤井議長 お諮りいたします。ただいまの委員長の報告のとおり、会期は本日1日とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 承認第1号 専決処分した事件の承認について

【平成21年度安芸高田市一般会計補正予算(第8号)】

○藤井議長 日程第3、承認第1号「専決処分した事件の承認について」平成21年度安芸高田市一般会計補正予算(第8号)の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。

本日、平成22年第2回臨時会を招集させていただきましたところ、皆さん御多用の中、御参集をいただき、まことにありがとうございました。

このたびの臨時会では承認4件及び議案2件を提出させていただいております。

まず最初に、承認第1号、専決処分いたしました平成21年度安芸高田市一般会計補正予算(第8号)についての提案理由を御説明いたします。

本件は、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる事業として206万6,000円の繰越明許費を追加したものでございます。

以上、よろしく御審議の上、御承認をいただきますようお願い申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務企画部長 清水盤君。

○清水総務企画部長 それでは、承認第1号、平成21年度安芸高田市一般会計補正予算(第8号)について、要点の御説明を申し上げます。

このたびの専決処分による補正につきましては、繰越明許費の追加でございます。

議案書の4ページをお願いいたします。8款の土木費の県委託県道改良事業(県道千代田八千代線改良工事)につきまして、予期せぬのり面崩壊の発生により、工法及び設計の再検討が必要となり、工期内完了が困難となったため、206万6,000円の繰越明許費の追加を専決処分させていただいたものでございます。

以上、要点の説明を終わります。よろしくようお願い申し上げます。

○藤井議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は委員会への付託を省略したいと思ひます。  
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、承認第1号「専決処分した事件の承認について」平成21年度安芸高田市一般会計補正予算(第8号)の件を、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり承認することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 承認第2号 専決処分した事件の承認について

【安芸高田市税条例の一部を改正する条例】

○藤井議長 日程第4、承認第2号「専決処分した事件の承認について」安芸高田市税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 承認第2号、専決処分いたしました安芸高田市税条例の一部を改正する条例についての提案理由を御説明申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布、4月1日に施行されることに伴い、市税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により改正をさせていただいたものであります。

主な改正内容は、市民税において給与所得者及び公的年金受給者に係る扶養親族申告書の創設、たばこ税の税率の改正でございます。

以上、よろしく御審議の上、御承認をいただきますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

市民部長 廣政克行君。

○廣政市民部長 承認第2号、専決処分いたしました安芸高田市税条例の一部を改正する条例につきまして、説明資料に基づきまして要点の御説明をいたします。

今回の改正につきましては地方税法等の一部を改正する法律が本年4月1日に施行されていることに伴いまして、安芸高田市税条例の一部を改正したものでございます。

まず市民税関係についてでございますが、第19条及び第31条第3項につきましては、地方税法の規定の改正等による引用条文の変更でございます。

第36条の3の2及び36条の3の3につきましては、給与所得者及び年金取得者等の市民税に係る扶養親族の申告制度の創設でございます。この改正につきましては子ども手当の支給によります平成23年分の所得税から年少扶養、つまり15歳以下の扶養親族でございますが、控除が廃止されることによりまして、給与支払い報告書等につきまして年少扶養者数の確認ができなくなります。しかしながら、住民税におきましては独自の非課税限度額の制度がございまして、非課税限度額の判定基準額を算定するため、すべての扶養親族数の把握が必要となります。対応といたしまして、新たに年少扶養に係る申告制度が創設されたものでございます。平成20年分の平成21年度課税で対象しますと、対象者数は3,907人と見込んでおります。この改正につきましては、平成23年1月1日から施行をされます。

次に、第44条第2項から第6項は、65歳未満の者の公的年金所得に係ります住民税の徴収方法の見直しでございます。改正内容につきまして、平成21年10月から実施されております公的年金から特別徴収制度の創設に伴いまして、公的年金に係る所得割額及び均等割額は原則として年金給付額から特別徴収することとしておりますが、特別徴収は65歳以上の者に限りまして規定されておまして、65歳未満の方については普通徴収としておるところでございます。よって65歳未満でかつ公的年金に係る所得割額を有する給与所得者は、公的年金に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されることとなっております。新たに納税の手間がふえたこととなりますが、その対応として65歳未満の公的年金所得者について納税の便宜を図るため、公的年金に係る所得割額と給与所得に係る所得割額及び均等割額と合算しまして、給与から特別徴収の方法により徴収できるよう規定が見直されたものでございます。この改正につきましては、平成22年4月1日に施行されております。

次に、第45条第1項は第44条の項ずれによります引用条文の修正でございます。

第48条第1項から第4項、2ページ目の同条第6項、第50条の第2項、第3項につきまして、地方税法の規定の改正等による引用条文の変更でございます。

附則第19条の3、これにつきましては非課税口座内の上場株式の譲渡に係る市民税の所得計算の特例の創設でございます。議案書におきましては16ページになりますけれども、個人の株式市場への参加を促進するため、上場株式に係る源泉徴収税率は平成23年までは軽減税率、10%が適用されておりますが、平成24年から上場株式等に係る税率の本則化に合わせまして、少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置を導入し、引き続き個人の株式市場への参加を促進するものでござい

ます。この改正につきましては、平成25年1月1日から施行されます。

次に、附則第20の4及び附則第20条の第5項につきましては、文言の修正でございます。

固定資産税関係でございますが、第54条第6項は地方自治法の規定の改正等に伴います文言の修正でございます。第54条第7項は地方税法の規定に改正等によりまして引用条文の変更でございます。

次に、3ページに参りまして、特別土地保有税関係ですが、附則第15条は地方税法附則第32条の2の規定削除による規定の削除でございます。

附則第15条の2につきましては、旧条例附則第15条の削除によります条の繰り上げでございます。

次に、たばこ税関係ですが、第95条及び附則第16条の2は、たばこ税の税率の改正でございます。旧3級品につきましては、1本当たり0.644円、64銭4厘となります。1箱当たり12円88銭の増額で、それ以外のものにつきましては1本当たり1.32円、1円32銭、1箱当たり26.4円、26円40銭の増額となります。この改正につきましては、平成22年10月1日から施行されます。

以上、要点の説明は終わります。

○藤井議長 これをもって要点説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。
(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありますか。
(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、承認第2号「専決処分した事件の承認について」安芸高田市税条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり承認することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第5 承認第3号 専決処分した事件の承認について

【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例】

○藤井議長 日程第5、承認第3号「専決処分した事件の承認について」安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。  
この際、議案の朗読を省略いたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 承認第3号、専決処分いたしました安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布、4月1日に施行されることに伴い、国保税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により改正させていただいたものであります。

主な改正内容は、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税限度額の引き上げ、非自発的失業者に対する国民健康保険税の軽減処置の規定の整備でございます。

以上、よろしく御審議の上、御承認をいただきますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

市民部長 廣政克行君。

○廣政市民部長 承認第3号、専決処分いたしました安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、要点の御説明をいたします。

今回の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が本年4月1日に施行されていることに伴いまして、安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正いたすものでございます。

資料について説明申し上げますが、第2条第2項及び第3項は、国民健康保険税課税限度額の引き上げでございます。改正内容につきましては基礎課税医療分が47万円から50万円となりまして、3万円の増額、また後期高齢者支援金分が12万円から13万円となりまして、1万円の増額となります。この改正につきましては、平成22年4月1日から施行をされているものでございます。

第23条は、先ほど御説明いたしました、国民健康保険税課税限度額変更に伴います文言の修正と地方税法の規定の改正等に伴います引用条文の変更でございます。

第23条の2及び第24条の2、特例対象被保険者に係る国民健康保険税の課税の特例制度の創設でございます。この創設につきましては、特例対象被保険者とは、非自発的な理由によりまして離職した一定の方と規定をされ、雇用保険受給者証の離職理由によりまして判定をいたします。該当者等につきましては、国民健康保険税の軽減措置を新たに制度化したものでございます。軽減内容につきましては、前年の給与所得を100分の30として所得割額及び軽減判定所得の計算をするもので、減免制度のため必要事項を記載した減免申請書の提出が必要となります。この改正につきましては、22年4月1日から施行されております。

第23条の3、第23条の2創設に伴います条ずれでございます。

附則6項は地方税法の規定の改正等に伴います引用条文の変更でございます。



附則11項、19項は文言の修正でございます。

以上、要点の説明を終わります。

○藤井議長

これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

18番 亀岡等君。

○亀岡議員

18番ですが、創設された第23条の2と24条の2については、これ徴収税額に本市の場合どのような影響になるのか、その点をお伺いいたします。

○藤井議長

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

市民部長 廣政克行君。

○廣政市民部長

改正内容の47万円から50万円、3万円の増額、また後期高齢者支援金が12万円から13万円、1万円の増額、介護の関係の方は変更がございませんが、平成21年度課税限度額を超えた世帯につきましては、基礎課税分が大体60世帯、1%程度でございます。また、後期高齢者支援金分につきましては、116世帯の方、2%の方が大体影響が出てくると、このように考えております。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

18番 亀岡等君。

○亀岡議員

ちょっとお尋ねしましたのは、創設になった分ですね、第23の2と24条の2で、内容的には失業者の国民健康保険税の軽減と、それから23条の2の規定に基づく申告制度の創設ということの改正内容ですが、これの影響、これをお尋ねしたんですけど。

○藤井議長

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

市民部長 廣政克行君。

○廣政市民部長

この改正の創設につきましては、先ほど御説明いたしました4月1日施行ということでございまして、今の4月の末現在でございますけども、大体28件の方が減免の申請が提出されております。実際に今からの申請額によって金額、相当もう違ってくると思いますけども、大体4月末では28件程度の申請が出てるといように報告を受けております。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長

御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第3号「専決処分した事件の承認について」安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いた

します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。本案は、原案のとおり承認することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第6 承認第4号 専決処分した事件の承認について

【過疎地域自立促進特別措置法に基づく安芸高田市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例】

○藤井議長 日程第6、承認第4号「専決処分した事件の承認について」過疎地域自立促進特別措置法に基づく安芸高田市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 専決処分いたしました過疎地域自立促進特別措置法に基づく安芸高田市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本件は、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する省令が3月31日に公布、4月1日に施行されることに伴い、過疎地域自立促進特別措置法に基づく安芸高田市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分により改正をさせていただいたものでございます。

改正内容は、適用期限を平成23年度3月31日までとし、1年間延長したことでございます。

以上、よろしく御審議の上、御承認をいただきますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

市民部長 廣政克行君。

○廣政市民部長 承認第4号、専決処分いたしました過疎地域自立促進特別措置法に基づく安芸高田市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、要点の御説明をいたします。

別紙資料に基づきまして御説明をいたします。過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する省令が本年4月1日に施行されることに伴いまして、過疎地域自立促進特別措置法に基づく安芸高田市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正したものでございます。

改正内容につきましては、過疎地域自立促進特別措置法に基づく固定資産税の課税免除制度を平成22年4月1日から平成23年3月31日まで1年間延長いたします。この課税免除制度につきましては、企業誘致等を促すための一定の要件のもとで生産施設を新設また増設した

とき、その施設に一定の金額以上を投資した場合、固定資産税の課税免除を受けることができる制度でございます。

以上、要点の説明を終わります。

○藤井議長 これをもって要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、承認第4号「専決処分した事件の承認について」過疎地域自立促進特別措置法に基づく安芸高田市固定資産税の課税の免除に関する条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり承認することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第7 議案第55号 工事請負契約の締結について

【安芸高田市立吉田小学校耐震改修工事】

○藤井議長 日程第7、議案第55号「工事請負契約の締結について」安芸高田市立吉田小学校耐震改修工事の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第55号「工事請負契約の締結について」の御説明をいたします。  
本案は、安芸高田市立吉田小学校耐震改修工事を株式会社砂原組安芸高田営業所と5億2,479万円で請負契約を締結することについて、安芸高田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、適当な議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。

教育次長 田丸孝二君。

○田丸教育次長 それでは、議案第55号「工事請負契約の締結について」要点の御説明を申し上げます。

工事でございますが、安芸高田市立吉田小学校耐震改修工事でございます。契約の方法は一般競争入札をもって行いました。契約の金額でございますが、5億2,479万円でございます。契約の相手方は広島県安芸高田市吉田町吉田2156、株式会社砂原組安芸高田営業所所長の野田隆弘でございます。

工事の概要でございますが、資料に基づいて御説明を申し上げたいと思います。吉田小学校の工事概要でございますけれども、いわゆる鉄骨ブレースというものを各階ごとに、しかも鉄筋コンクリートの柱の間にこの鉄骨のブレースを設置をして、耐震補強をするものでございます。と同時に、相当老朽化した校舎でございますので、窓が鉄枠等になっておりますけれども、それをアルミ化をしたり、それから内外装の工事をあわせて行います。また、給食等を2階、3階に上げます昇降機が老朽化をしておりますので、ノーマライゼーションという観点からもあわせて今回エレベーターを設置をしていくというものであります。

建築工事、そこに掲げてますが、校舎棟の外部の改修、これは鉄骨ブレース、それから窓枠の取りかえ、防水外壁工事等をするものでございます。校舎棟内部の改修事業でございますけれども、建具、内装工事、それからエレベーター等を新設をいたします。また、渡り廊下につきましては、塗装工事を予定をしておるものであります。

電気整備工事でございますけれども、電気の配線につきましては全面的にやりかえを予定をしております。さらに照明の工事、それから構内配電通信線路工事につきましては電線管を設置をしましたり、キュービクルを設置をするものでございます。

機械設備工事につきましては、保健室、職員室、校長室、会議室等の空調、それから換気扇、給水・排水工事、それから野外の給水管の工事等々を行うものでございます。

昇降機設備工事につきましては、先ほど申し上げましたエレベーターを新たに設置をするものであります。

2ページの図面でございますが、これは小学校の位置図とそれから工事箇所を斜線で図示をしております。いわゆる左下にあります校舎、新しく新館という形になってますが、工事をする校舎よりも新しい校舎については今回は対象外でございます。

次に、3ページを見ていただきたいと思います。上の立面図がグラウンド側から見た正面の図でございます。下が郡山側から見た裏側の図面であります。そして、下が東側と西側からの立面を示しています。鉄骨ブレースというのは、正面の図で申し上げますと、校舎の下に番号が1から13まで打ってありますが、5と6、6と7、それから9と10、10と11というふうに斜めに筋交いのものが入っておりますが、これが鉄骨ブレースでございます。このような形で取り付けをいたします。また裏側についてもそういった筋交いが入った部分について補強をするというものでございます。右下にありますのは外装等の仕上げの仕様がでございます。

それから4ページでございますが、これは改修前と改修後の平面図でございます。1階部分を図示しておりますが、2階、3階はもう教室でございますので内外装をやるということでございますが、1階少し変化をしますので、対比ができるように並べております。改修前のところで、真ん中、上の方に宿直室とかいうのがございますが、この部分を撤去をいたしまして、そしてエレベーター等を設置をし、いわゆる障害者対応をすると同時に給食等の昇降をこれで行うということでございます。

下の方で少し御説明申し上げますと、全体、両方向の斜線で四角が斜めになってしとりますが、これが改修工事、内外装を全面的に行うということでそういった斜線を入れております。それから、下の図で見ますと、外壁のところは斜線で表示をされておりますけれども、少しわかりづらいんですけども、この部分が、窓枠が鉄枠等となっておりますので、全面的にそこを改修をしていくという図示でございます。

それから理科室、保健室、職員室につきましては、印刷室だったり、湯沸かし室であったりというふうなところを改修をしていきます。それから会議室、男子女子の更衣室、それから家庭科室等々を一部改修をするという形になっております。

以上で要点の説明を終わります。

○藤井議長

これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

15番 金行哲昭君。

○金行議員

2点ほどお聞きします。

一般競争入札になっておりますが、これ、何社出られたかということと、工期の予定はざっと簡単にとおりを教えてください。以上2点。

○藤井議長

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

建設部長 河野正治君。

○河野建設部長

入札の関係でございますが、県内の資格業者を一般競争で入札をしておりますが、応札は2社でございました。以上でございます。

○藤井議長

引き続き答弁を求めます。

教育次長 田丸孝二君。

○田丸教育次長

工期でございますけども、小学校の児童生徒がおりますので、どうしても長期の休業中を含めて集中的に行うというふうなことがございますので、早い段階でというふうに思っておりますけども、一応今年度末までには仕上げていくという予定にしております。以上であります。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

15番 金行哲昭君。

○金行議員

今、2社と言われたんですけど、もう1社の名前と。それで、工期を一応今年度でって言われたんですけど、あれは3月、来年度のうか今年度うか、3月31日までということで、多分おくれるということはないと思いますが、その点は。

それともう1点、地元業者との関係というのは、それはこちらの方は何

も言えん部分もあるから、そこらの配慮というのはやっておられるのか。  
その2点。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

建設部長 河野正治君。

○河野建設部長 先ほどの回答でございますが、応札該当者7社のうち2社が応札をしておりまして、もう1社につきましては、株式会社栗本吉田営業所でございます。

○藤井議長 引き続き答弁を求めます。

教育次長 田丸孝二君。

○田丸教育次長 この工事につきましては、繰り越しの工事でございますので、検査を含めて3月の31日までには終了するというつもりでおります。

それから、地元業者への配慮でございますけども、当然この事業は景気対策ということを念頭に置いた事業でもございますので、地元でできる工事につきましては地元を下請に出すように、しっかりと指導してまいりますというふうに思います。以上であります。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

16番 入本和男君。

○入本議員 入札に関する事項なんですけど、入札率がどの程度であったのか。

それから、このたびの設計ですけれど、次の分はまた違う設計になるとるんですけど、この設計会社との専決、報告の中にはもう彼らがやっておられるわけですが、そこには設計事務所が書いてないわけなんですけど、砂原が工事しとられるんですけど、そのあたりの設計書とそれから落札者の関係を伺うものでございます。

ただ、先ほど次長の方から答弁ありましたけど、今回の工事は5億という中で、地元の経済効果が多少あってもいいんじゃないかと思うんですけど、そのあたりが建築工事以外に、電気工事、機械設備工事とか、そういうふうな具体例が書いてあるわけなんですけど、やはりある程度地元の経済効果いうのもかなりウエートを置かなきゃいけない問題があると思うんですけど、鉄工所にしてもほとんどできないかもわかりませんが、ある程度そういう、本来なら落札業者に強く要望しなきゃいけない部分があるかと思うんですけど、ただしてくれじゃなしに、やはりある程度経済効果も見込まないと地域の活性化とかいう面が欠けると思うんですけど。

それとこれをやった上において、耐用年数はどの程度、この工事によって見込まれるのか、その点を伺います。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

建設部長 河野正治君。

○河野建設部長 落札率でございますが93.95%でございます。

○藤井議長 引き続き答弁を求めます。

教育次長 田丸孝二君。

○田丸教育次長 地元業者への対応でございますけども、御指摘のとおりこの工事の中で地元の業者が受注できるものについてはしっかりとした指導をしてみたいというふうに思います。

それから、耐用年数でございますけども、これについては今のところ資料を持ち合わせておりませんので、必要ならば設計会社等々に問い合わせ資料を提供したいというふうに思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

16番 入本和男君。

○入本議員 経済効果の方につきましては、しっかりと請負業者に調査、審査いうよりか指導の方をお願いしたいと思いますが、耐用年数につきまして、今、学校の適正化問題等がありまして、どうしてもここは軸になる学校だと思っております。ここもまた災害の問題もあろうかと思っておりますが、その点を含めまして今回の耐用年数はウェイトが大きいかと思うのですが、そのあたりを、きょう資料がないいうのも、ちょっと私も理解できないんですが、これだけのことをすると、地震に対しては震度7ぐらいについてはわかると思っておりますが、これをやることによって新校舎との旧校舎との比率の問題になろうかと思っておりますが、やはりこれは資料が必要だと思っておりますが、その点について御答弁をお願いいたします。

○藤井議長 暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時52分 休憩

午前 10時53分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩を閉じて再開をいたします。

この際、11時10分まで暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 10時53分 休憩

午前 11時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩を閉じて再開をいたします。

休憩前の入本和男君の質疑に対し、答弁を求めます。

教育次長 田丸孝二君。

○田丸教育次長 まず、耐用年数ということの定義なんですけども、耐用年数というのは減価償却資産が利用に耐え得る年数ということで、耐用年数ということが定められております。これは会計を処理する上での年数ということでございますので、実際使える年数がどうかというのとイコールではないということでもあります。

一方で、国が定めております、こうした財産の処分制限期間というのがございまして、国費を投入したものだからこの間は処分をしてはいけない、つまり経済的価値があるから使用をするようにという、特別な例があれば別ですけども、一応定めたものがございます。

それら等を見ますと、耐用年数ということで会計上のものは鉄筋コンクリートは40年、それから今の処分制限期間ということで見ますと60年という数字が出ております。先ほど申し上げましたように、これはあくまでも会計法もしくは国費を投入したということにおいて制限を加える年数でございますので、これを超えてと使用に、大事に使えば当然それ以上使えるという実態にあることは間違いございません。

したがって、鉄筋コンクリートの部分については、既存のもので、今回の工事によってその鉄筋コンクリートの寿命が延びていくということではございません、あくまでも。今回の工事はいわゆる震度7と、そういったものに対して耐震の状況を確保するというところでございます。

ちなみに、この旧吉田小学校の旧校舎と言っておりますが、現在工事を対象しておりますのは、もう経過が47年から45年経過をしておるものです。

じゃあ次に鉄骨ブレースのいわゆる耐用年数は幾らかということでございますけども、これは鉄骨ということでございますので、耐用年数につきましても、鉄骨でございますので、今の財産処分の関係でいいますと、これは、鉄骨は40年という数字が出ておりますので、40年を超えて使用に、今からですね、耐えられるという状況であろうというふうに理解をしております。以上であります。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

16番 入本和男君。

○入本議員 答弁漏れがあるんですが、塩見設計と砂原というのが、それとこの諸般の報告の中にも砂原が向原中学校をしとるんですが、これとの塩見設計はこの設計会社の契約の仕方、それから、これとの絡みというものが見ればお願いしたいということです。設計会社をどのようにして決められたのか、そのあたりもあわせてお願いします。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

教育次長 田丸孝二君。

○田丸教育次長 これは、設計会社につきましても金額の制限がございます、規定がございましたんで指名競争入札だったというふうに記憶しております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

16番 入本和男君。

○入本議員 今の指名競争入札はよろしいんですが、今申しましたように、塩見さんと砂原さんというのが、向原ではどうなったのかというのを聞いたわけなんです、そのあたりはどうなんでしょうか。次に出てくる分はまた違った構造研究所というふうになってますんで、そのあたりを伺っていただくわけでございます。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

教育次長 田丸孝二君。

○田丸教育次長 今回繰り越しで3件の工事を発注をしました。その設計につきましても



はいわゆるそれぞれの3つの学校ごとに設計を依頼し、そしてそれに基づいてそれぞれの学校ごとに工事の発注をしていくということですので、どの設計会社と、それから工事施工会社がペアでどうこうというものは一切ございません。たまたまこういった形での組み合わせになったということで御理解をいただきたいというふうに思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。  
ほかに質疑ありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思えます。  
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○藤井議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第55号「工事請負契約の締結について」安芸高田市立吉田小学校耐震改修工事の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第8 議案第56号 工事請負契約の締結について

【安芸高田市立吉田中学校耐震改修工事】

○藤井議長 日程第8、議案第56号「工事請負契約の締結について」安芸高田市立吉田中学校耐震改修工事の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第56号「工事請負契約の締結について」の御説明をいたします。
本案は、安芸高田市立吉田中学校耐震改修工事を株式会社栗本組と2億9,326万5,000円で請負契約を締結することについて、安芸高田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議の上、適当なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長から要点の説明を求めます。

教育次長 田丸孝二君。

○田丸教育次長 それでは、議案第56号「工事請負契約の締結について」吉田中学校の耐震改修工事について、要点の御説明を申し上げたいと思えます。

契約の方法は一般競争入札でございました。契約の金額は2億9,326万5,000円でございます。契約の相手方は広島県広島市西区南観音7丁目14番20号の株式会社栗本、代表者は代表取締役社長、古川幸雄でございます。

工事の概要でございますが、別冊の資料に基づいて御説明を申し上げたいというふうに思います。吉田中学校の耐震改修工事は鉄筋コンクリートフレームという鉄筋コンクリートで校舎の外にフレームをつかって、それを校舎の鉄筋コンクリート柱に接合して強度を出すと、こういった工事をするものであります。あわせて内外装等の工事を行います。

1ページであります。建築工事、コンクリート工事、型枠工事、鉄筋工事というのはいわゆる鉄筋コンクリートのフレームをつくる工事のことです。そのほか屋根の防水工事、それから金属工事につきましては、これは天井裏のフレームが木製になっておりますけども、これは現在はこうした校舎では耐震の場合は使ってはいけないということになっておりますので、天井裏を軽量鉄骨で組み直していくというふうな工事がございます。それから鋼製建具工事という表現になってはいますが、これは窓、鉄枠になっておりますので、アルミの窓にかえるというものであります。さらに、塗装、内外装、外構と、こういうふうな工事を行うものであります。

電気設備工事につきましては電気の配線工事、照明工事、それから電線管の配線と、こういったものを行います。

機械設備につきましてはトイレの改修をこれに合わせて行います。一部エアコン、換気扇等の工事を行います。

次に、広げていただきまして2ページ目でございますが、これは位置図でございまして、校舎、斜線分を工事をするところで図示をしております。

それから、次の3ページでございますが、これがいわゆる鉄筋コンクリートのフレームを校舎の上と下に四角の枠をかいてありますが、それがいわゆる鉄筋コンクリートのフレームでございます。これをこういうふうな形で設置をしてそれぞれの柱に接合をしていくと、こういった工法であります。フレームの大きさであります。中心線からはかりますと縦が4メートル、横が4.5メートル、高さが3.5メートル、こういったものを1階から3階までつくっていくというものでございます。

それから、4ページでございますけども、上がグラウンド側の正面、それから下が可愛川側の裏側でございますけども、建物にちょうど太い柱がずっと立っておりますが、その部分がいわゆる鉄筋のフレームが来る部分でございます。

それから、次に5ページでございますけども、これは1階の改修前と改修後の比較をしたものでございます。2階、3階につきましては教室等でございますので、内外装工事ということで省略をさせていただいております。見ていただきますと、鉄筋のコンクリートのフレームをつかった

正面側にはいわゆる小さな広場というふうな形での修景をするようにしております。こうしたものをつけますので、いわゆる正面と右側の入り口の形状を少し変えるという形になります。また、左側の上に浄化槽なり湯沸かし場というのがありますが、そこにプラットホームというふうに書いておりますが、来年4月1日から給食が始まりますので、その受け入れの場所を今回あわせて整備するものでございます。

吉田小学校は鉄骨ブレースという筋交いみたいなものを、大きな枠をはめる。吉田中学校につきましては工法の正式名称はRC加工外フレームという工法なんだそうではありますが、なぜこのような違いになったかということでございます。1つは基本的にはこの鉄筋コンクリートのフレームをする方は在来工法、一番最初からある方法でございまして、大体鉄骨ブレースの工事費は2分の1でできます。それと、鉄骨ブレースはどうしても窓枠等を相当解体、撤去することが必要ですので、これは児童生徒はその教室が使えない、引っ越しをしなくちゃいけないということが求められています。したがって、吉田小学校につきましては仮設の校舎を使うという形、つくるという形になります。この鉄筋コンクリートのフレーム工法によりますと、これは引っ越しが要らないということと、それと中学校の場合は前後に余裕のスペースがございまして、そういったものを設置しても、いわゆる利用上支障がないと、こういったことがございます。こういったことで、より安価な方法ですと。それから引っ越しが要らないということで、プレハブの借り上げ料等が要らないと、こういったことがございましたので、こうした工法をとったものでございます。以上でございます。

○藤井議長

これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

16番 入本和男君。

○入本議員

この金額の入札率を伺います。

○藤井議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

建設部長 河野正治君。

○河野建設部長

この吉田中学校耐震工事につきましては、県内の業者で県内に主たる営業所を有する業者、該当7社のうち、応札をしとりますが、95%でございます。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

16番 入本和男君。

○入本議員

この耐震につきましては、我々が入札率の面から見ると非常に93とか95とかいう形で非常に高い数値を見るわけですが、それはそれとして、高い分だけであれば地場産業が大いに使うためにこういう高くなっておるのか、それとも基本的に耐震というものは特殊なものであっていったら特殊なもんがどうかかわらんですが、そういうふうの高いのか、そのあたりの見解はどのように見ておられるか、お願いします。

○藤井議長

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

教育次長 田丸孝二君。

○田丸教育次長 耐震の設計、それから工事とも非常に特殊な工事でございますので、建設部長が申しあげましたように応札の業者も非常に少ないという状況があります。それと同時に、学校で子どもたちが授業を受けながら、言ってしまうと音が出たり、振動がするものは長期の休業中でやったり、または子どもたちが帰ってからやるというふうな形で、非常に工事を施工していく上でもいろんなやはり課題がある工事でございます。そういった意味で通常の土木建築工事とは状況がかわるということは言えるんだろうというふうに思います。そのことがどのような形でこういった入札率に反映しているかということについては、応札したものでございませぬので、確かなことはわかりませぬ。ただ、状況とすればそういったものがあるということは言えるというふうに思います。以上であります。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

16番 入本和男君。

○入本議員 2件についても、砂原さんも安芸高田市の営業所であり、栗本さんも一時はあったような気がするんですが、今この住所では観音というふうになっておりますが、市長さんに伺うわけでございますが、特にこういう業者に関しては、市長さんの一言で地場産業にひとつ協力してくれということは非常に大きな効果があるかと思っておりますが、その点について市長さんどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 安芸高田市の受注工事について全部業者の方にはちゃんと市内で適用できるものだったらしてくださいと、その中で非常に条件的に折り合はんものもございませぬので、無理とは言いませんけど、業者さんからあいさつに来られたらとりあえずは絶対安芸高田市で使ってくださいという御指導はしております。いずれにいたしましても、市内の方々が力をちゃんとつけられてやっぱし少しでも大きな工事で挑戦できるようにしていくことが大事だと思っております。この工事2件に限らず、すべての工事について、そういう業者の方にはそういうお願いをしておるところでございます。今後とも市内の業者を使うことについてははっきり指導していきたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○藤井議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○藤井議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

5番 和田一男君。

○和田 議員 今の議案第55号、56号、工事の請負締結についてということでございますが、今の入札形態でいいますと、この工事については県内のAランク7社が該当すると。それでその中で応札が2社ということでございましたが、要するに言わんとすることは、今、市長さんも言われましたように市内のそういった地場産業が少しでも力をつけるためにも、例えば白桦とかまたJVとかいったところでやはり技術力のあるところに入っていった力をつけていかないと、これは当然できんわけですよ。それで、そういった入札の手法を使っていただいて、地元業者も参画できるようにひとつしていただきたいということでお願いをして賛成といたします。

○藤井 議長 ただいま賛成討論をいただきました。

反対討論はございませんか。

(反対討論なし)

○藤井 議長 反対討論なしと認めます。

ほかに討論はございませんか。

(討論なし)

○藤井 議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第56号「工事請負契約の締結について」安芸高田市立吉田中学校耐震改修工事の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○藤井 議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

以上をもって本臨時会の日程は全部終了いたしました。

これにて平成22年第2回安芸高田市議会臨時会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午前 11時33分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員